

項目内容	要件	判定根拠(着眼点など)	空港管理者チェック欄
走行ルート等のレベル4自動運行実施範囲	レベル4自動運行実施者は適格性審査において走行ルート等のレベル4自動運行実施範囲について記載すること。		
レベル4自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定	レベル4自動運行主任者及び現場措置業務実施者を書面の交付、腕章の貸与等により指定すること。		
レベル5自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定	その旨を記録すること。		
レベル4自動運行主任者の配置人数	【レベル4自動運行主任者が現場措置業務実施者を兼ねる場合】複数台の車両を監視する場合は主任者等(レベル4自動運行従事者)を2人以上の必要な人数を配置すること。	【レベル4自動運行主任者が現場措置業務実施者を兼ねない場合】 特段の配置人数基準は定めない。 レベル4自動運行従事者:レベル4自動運行主任者及び現場措置業務実施者の他、遠隔監視補助者等、レベル4自動運行実施者がレベル4自動運行に従事させる全ての者をいう。 ※レベル4自動運行業務において、具体的な配置人数、配置すべき者は、レベル4自動運行の業務状況等に応じて見直ししていく予定。	
遠隔監視場所	レベル4自動運行実施者は適格性審査において遠隔監視場所について記載すること。		
遠隔監視要領の整備	空港管理者は遠隔監視業務に必要な要領が定められていることを確認してください。		
要領内容	見通し不良箇所では、自動運転車両に装備されているカメラやセンサーのみでは他車両の検知が困難なため、 【カメラ・センサー等の共通インフラがある場合】 共通インフラを利用して主任者によるサービスレーン付近・見通し不良箇所、ブラスト危険箇所を走行する自動運転車両の遠隔操作を行うこと。 【共通インフラがない場合】 見通し不良箇所を通過するルート設定をしないこと	用語の定義: 遠隔操作:車両に遠隔場所から、起動・停止などの指示を行う機能 遠隔操縦:遠隔場所から車両の運転(操舵・制動)を行う機能	
立入検査	また、空港管理者は状況により、レベル4自動運行実施者に対し、レベル4自動運行に関して報告若しくは資料の提出を求め、レベル4自動運行を管理する場所その他のレベル4自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することを許可条件にしてください。		
レベル4自動運行主任者の役割	遠隔監視装置の作動状態を監視する措置及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合に直ちに当該レベル4自動運行を終了させる措置が取られていること。	直ちに特定自動運行を終了させることができるものであるかを確認すること。 (例)レベル4自動運行を管理する場所のレベル4自動運行主任者が容易に操作し得る位置にレベル4自動運行を終了させるための装置が備えられている 車両側で走行安全を担保している場合は必要に応じて当該レベル4自動運行を終了させる措置を取ることも認めらる。	

項目内容	要件	判定根拠(着眼点など)	空港管理者チェック欄
レベル4自動運行主任者の役割	道路においてレベル4自動運行が終了した場合に、レベル4自動運行主任者が実施しなければならない措置及び講ずべき事由の有無を確認すること。	レベル4自動運行主任者は、 ○レベル4自動運行用自動車又はレベル4自動運行主任者に対して、空港管理者の禁止、制限又は命令等が行われているか否か ○レベル4自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又はレベル4自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるか否か ○レベル4自動運行用自動車違法駐車と認められるか否か ○レベル4自動運行用自動車に係る交通事故があるか否か ○レベル4自動運行用自動車が車両通行路若しくは航空機の運航の妨げになる場所にあるか否か を確認することが想定される	
レベル4自動運行主任者の役割	レベル4自動運行が終了した場合に、レベル4自動運行用自動車又はレベル4自動運行主任者に対して空港管理者等の禁止、制限又は命令等が行われているときに、レベル4自動運行用自動車を当該命令等に従って通行させる措置が取られていること。	例えばレベル4自動運行主任者又は同者の指示を受けたレベル4自動運行業務従事者が駆け付けて特定自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか(適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか)を確認すること。	
レベル4自動運行主任者の役割	レベル4自動運行が終了した場合において、当該レベル4自動運行用自動車に緊急自動車等が接近しているとき等に、当該緊急自動車等の通行を妨げないようにする措置が取られていること。	例えばレベル4自動運行主任者の指示を受けたレベル4自動運行業務従事者が待機拠点から駆け付けてレベル4自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該レベル4自動運行主任者とレベル4自動運行業務従事者との間において円滑に連絡がなされ、当該レベル4自動運行業務従事者の駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか(適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか)を確認すること。	
レベル4自動運行主任者の役割	レベル4自動運行が終了した場合において、当該レベル4自動運転車両が退避不可場所に停車した場合に、現場措置業務実施者を派遣し、現場措置業務実施者が当該レベル4自動運転車両を運転することで駐車位置を調整する措置が取られていること。	緊急時の現場措置業務実施者への連絡手段が取られていることを確認すること。	
緊急時の車両の移動	車両通行帯若しくは航空機の運航の妨げになる場所においてレベル4自動運行が終了した場合、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、速やかに当該自動車を車両通行帯若しくは航空機の運航の妨げになる場所以外の場所に移動する。	(例)牽引車の手配を依頼する	
レベル4自動運行主任者の役割	交通事故があったときに、空港管理者に通報する措置及び事故後に交通事故発生日時等を報告する措置が取られていること	これを可能とするために、当該通報等を行うための電話機等がレベル4自動運行を管理する場所に備えられているかを確認する。 また、交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告できるようにしているかを確認する。	

項目内容	要件	判定根拠(着眼点など)	空港管理者チェック欄
レベル4自動運行主任者の役割	交通事故があったときに、現場措置業務実施者を交通事故の現場に向かわせる措置が取られていること。	これを可能とするために、①現場措置業務実施者に連絡する方法を保持すること、②同現場措置業務実施者が速やかに当該交通事故の現場に駆け付けられるよう、適当な駆け付け拠点において適当な体制を整備され、またマニュアル等を整備されていること、を確認すること。 なお、当該駆け付けに要する時間については定めないが、現場措置業務実施者が交通事故の現場に到着し措置を行うまでの間、長時間にわたって当該交通事故による積載物や損壊物等が放置され、周囲の交通に支障を及ぼすことがないよう、当該駆け付けのために待機する拠点からレベル4自動運行の経路上の任意の地点までの移動に要する時間を調査するなどにより、当該駆け付けに要する時間が相当なものであるかを確認すること。	
現場措置実施者の役割	レベル4自動運行が終了した場合において、当該レベル4自動運転車両が退避不可場所に停車した場合に、当該レベル4自動運転車両を運転することで駐車位置を調整する。		
現場措置実施者の役割	交通事故の現場において道路における危険を防止する等必要な措置を実施する。 (例:交通事故に係る車両等が道路上に放置され、又は積載物や損壊物等が飛散しており、そのため道路における危険を生じさせるおそれがある場合において、速やかにこれを安全な場所に移動させる)	下記を確認する。●設備(現場措置業務実施者その他のレベル4自動運行业務従事者がレベル4自動運行を管理する場所等から交通事故の現場等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、現場措置業務実施者等が待機するための建物等) ●実施体制(どれだけの人数の現場措置業務実施者等がどこに待機しているか等) ●実施要領(どのような方法でこれらの措置を行うか等)	
事前に退避場所又は退避不可の場所を設定	緊急車両を認識し退避が必要と判断した時点ですぐに退避を行う。 またそのために事前に退避不可の場所を設定しておくこと。	○交差点で停止した場合、他車両の通行を妨げることにより渋滞が発生し、結果として緊急車両の走行を妨げる恐れがあること。○幅員の狭い箇所で停止した場合、緊急車両の走行を妨げる恐れがあることなどに留意する。	
バスタイプのレベル4自動運行を実施する場合の運用ルール	バスタイプのレベル4自動運行を実施する場合はレベル4自動運行実施者に対し下記を求めること。 搭乗者(空港スタッフ、乗客)の乗降の監視とドアの開閉 発車時の安全確認(車両の周囲、搭乗者) 緊急時に備えた乗車の案内(音声可) ●空港制限区域内に許可なく出することは禁じられていること。 ●緊急時はドア開錠操作を乗客が行うこと。 ●外に脱出した際は安全を確保できる付近に待機し速やかに駆け付ける現場措置業務実施者の案内に従うこと。 緊急時の対応 ●遠隔操作による施錠・解錠操作ができなくなった場合、まずは設置されたコミュニケーション手段が起動できる場合には遠隔監視者はそれをを使い車内の状況を把握するとともに、乗客への案内を行う。 ●遠隔操作による施錠・解錠ができなくなった場合に現場措置業務実施者が速やかに駆け付けられるよう、走行ルート全域に対して速やかに到着できる移動手段を用意すること。 ●駆け付けた現場措置業務実施者は、輸送バスから制限区域内に下車した乗客を安全な場所に誘導するとともに、ただちに遠隔監視を行う者に連絡を行い、連絡を受けた遠隔監視を行う者は空港管理者に連絡をする。		
空港管理者との連携	レベル4自動運転の実施中に車両同士、対人、その他施設との衝突事故が発生した場合にはレベル4自動運行実施者が空港管理者に対して直ちに連絡を行うようになっているか確認してください。		
空港管理者との連携	また、下記の事項が発生し空港運用に影響が出る場合にも、レベル4自動運行実施者が空港管理者に対して直ちに連絡を行うようになっているか確認してください。 レベル4自動運行中の停止 レベル4自動運行中に生じた自動運行装置の故障 レベル4自動運行中に生じた自動運行装置の不具合 航空機の運航の妨げになる可能性がある場合		

項目内容	要件	判定根拠(着眼点など)	空港管理者チェック欄
空港管理者との連携	また、後日原因を究明して改善策を空港管理者に対して報告するようになっているか確認してください。		
レベル4自動運行主任者の要件	両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。		
レベル4自動運行主任者の要件	レベル4自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること。	例えば、レベル4自動運行主任者が遠隔監視装置その他の設備を操作することが予定されている場合には、「上肢に不自由がないこと」等。	
レベル4自動運行主任者の要件	レベル4自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと。	例えば、レベル4自動運行主任者がレベル4自動運行終了後のレベル4自動運行用自動車を運転することが予定されている場合には、「当該レベル4自動運行用自動車の種類及び目的に応じた運転許可を保有していること」等	
レベル4自動運行主任者の要件	メーカーやレベル4自動運行実施者による遠隔監視装置の訓練において、遠隔監視装置の操作その他実施すべき事項を遂行する能力があると評価を受けた者であること。		
教育	レベル4自動運行业務従事者(レベル4自動運行主任者及び現場措置業務実施者その他レベル4自動運行のために使用する者)に対して実施しなければいけない措置に関して教育を行っていることを確認してください。		
教育の記録	また教育の実施状況について記録簿等を作成し、記録されていることを確認してください。		
教育内容	当該教育事項について十分な知識経験がある者が教育を行うこと。		
教育内容	レベル4自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令(※)に関する事項をその教育事項に含むこと。	※当該レベル4自動運行业務従事者が業務を行う上で遵守しなければならない法令	
教育内容	当該レベル4自動運行計画の内容をその教育事項に含むこと。レベル4自動運行主任者に対する教育については、それに加えレベル4自動運行用自動車の自動運行装置の仕様に関することも含む。		
教育内容	当該レベル4自動運行計画においてレベル4自動運行业務従事者が実施することとされている措置を実施するための手順及びそのために必要な設備の使用方法に関することをその教育事項に含むこと。		
教育内容	前記のほか当該レベル4自動運行計画においてレベル4自動運行业務従事者がその業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関することをその教育事項に含むこと。		
教育内容	前記の教育を効果的に行うことができるだけの十分な時間及び頻度を確保すること。		
点検	車両法の規定に基づくレベル4自動運行用自動車の点検及び整備を徹底し、レベル4自動運行用自動車が保安基準に適合しないおそれがある場合には、レベル4自動運行を行わないこと。なお、一般道における自動運転車両の整備方法が整理されるまでは車両承認後の定期点検はメーカー規定の整備を行うこと。		
モニター	レベル4自動運行経路において、レベル4自動運転車両に取り付けられた装置から送信された映像等を即時に受信することができるものであること。 受信内容は以下のとおり 当該自動運転車両の進行方向及び必要に応じて周囲状況および交通の状況 当該自動運転車両の車内の状況に係る鮮明な映像(バスタイプのみ) 当該自動運転車両の位置情報	鮮明な映像を常時かつ即時に「受信」することが求められているのであって、当該映像及び音声を常時ディスプレイ等に表示し、スピーカー等から発生させる必要はない。 車内の状況に係る鮮明な映像はトイーグトラクターは除く。 また、各受信内容をその他のシステムで取得しており、遠隔監視システムと連携している場合には遠隔監視システム以外で取得することを認める。	
モニター	レベル4自動運行主任者が上記の映像及び位置情報を視覚により認識するための機器を有するものであること。	ディスプレイのほか、スクリーンにプロジェクターを通じて映像を映し出すもの等	

項目内容	要件	判定根拠(着眼点など)	空港管理者チェック欄
モニター	映像若しくは位置情報の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、レベル4自動運行主任者にその旨を通知するものであること。	映像若しくは位置情報の送受信を「正常に行うことができないこととなった場合」とは、これらの送受信が途切れた場合のほか、送受信に著しい遅延が認められた場合や、映像の鮮明さが低下した場合も含まれる。なお、当該正常な送受信についても、レベル4自動運行主任者が当該送受信に係る映像若しくは位置情報に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要であることから、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示されていること。	
モニター	映像及び位置情報、並びに上記の通知に係る情報を記録するものであること。	当該要件により記録しなければならないのは、当該遠隔監視装置が送受信した情報であって、レベル4自動運転車両側に備えられたカメラ等の機器が送受信した情報ではないことに留意すること。なお、当該記録については、法令上その保存期間は定められていないものの、レベル4自動運行主任者がこれらの映像等を認知した上でその業務を行うことができているか否かを事後的に確認する必要があることから、適切な期間保存を行うよう指導すること。	
スピーカー	レベル4自動運転車両の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びに当該レベル4自動運転車両の車内の状況に係る明瞭な音声を常時かつ即時に受信することができるものであること。	映像・音声は別途設置する遠隔監視システム用カメラで取得。	
スピーカー	レベル4自動運行主任者が上記の音声を聴覚により認識するための機器を有するものであること。	(例)スピーカー、イヤホン等	
スピーカー	音声の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、レベル4自動運行主任者にその旨を通知するものであること。	音声の送受信を「正常に行うことができないこととなった場合」とは、これらの送受信が途切れた場合のほか、送受信に著しい遅延が認められた場合や、音声の明瞭さが低下した場合も含まれる。なお、当該正常な送受信についても、レベル4自動運行主任者が当該送受信に係る音声に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要であることから、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示すること。	
スピーカー	音声並びに上記の通知に係る情報を記録するものであること。	当該要件により記録しなければならないのは、当該遠隔監視装置が送受信した情報であって、レベル4自動運転車両側に備えられたマイク等の機器が送受信した情報ではないことに留意すること。なお、当該記録については、法令上その保存期間は定められていないものの、レベル4自動運行主任者がこれらの音声等を認知した上でその業務を行うことができているか否かを事後的に確認する必要があることから、適切な期間保存を行うよう指導すること。	
双方向コミュニケーション装置	レベル4自動運行主任者がレベル4自動運転車両の車内にいる者(バスタイプのみ)及び車外にいる者との間で音声の送受信により通話をするための機器を有するものであること。	車内は乗客とのコミュニケーション、車外はその作業員等支援者とのコミュニケーション用であるため、それぞれ別々に動作する必要がある。なお、空港内では既にトランシーバー等が利用されており、遠隔監視システムとは独立した通話機器も認める。この場合、音声の記録は免除される。	

項目内容	要件	判定根拠(着眼点など)	空港管理者チェック欄
双方向コミュニケーション装置	音声の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、レベル4自動運行主任者にその旨を通知するものであること。	音声の送受信を「正常に行うことができないこととなった場合」とは、これらの送受信が途切れた場合のほか、送受信に著しい遅延が認められた場合や、音声の明瞭さが低下した場合も含まれる。なお、当該正常な送受信についても、レベル4自動運行主任者が当該送受信に係る音声に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要であることから、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示すること。	
双方向コミュニケーション装置	通話の内容並びに上記の通知に係る情報を記録するものであること。	当該要件により記録しなければならないのは、当該遠隔監視装置が送受信した情報であって、レベル4自動運転車両側に備えられたマイク等の機器が送受信した情報ではないことに留意すること。なお、当該記録については、法令上その保存期間は定められていないものの、レベル4自動運行主任者がこれらの音声等を認知した上でその業務を行うことができているか否かを事後的に確認する必要があることから、適切な期間保存を行うよう指導すること。	
情報セキュリティ	サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保するために必要な措置が講じられているものであること。	ウイルス対策ソフトをインストールしていること、使用するソフトウェアについて常に最新の状態で更新していること、外部からの不正なアクセスを遮断するためにファイアウォール等を導入していること、申請者が法人である場合には情報セキュリティポリシーを定めていること等を想定される。ファイアウォールによって塞ぐポートやプロトコルの対象からは、映像・音声・通話で利用するものは除外する。	
通信環境	遠隔監視に使用する通信が地上支援業務等に使用する無線通信及び航空交通管制情報処理システムに影響を与えないこと。		
緊急時の対応	遠隔監視装置の作動状態を監視する措置及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合に直ちに当該レベル4自動運行を終了させる措置が取られていること。	直ちにレベル4自動運行を終了させることができるものであるかを確認すること。(例)レベル4自動運行を管理する場所のレベル4自動運行主任者が容易に操作し得る位置にレベル4自動運行を終了させるための装置が備えられている	